

PTA会員の皆様

豊中市立第一中学校PTA
会長 井村 朗子

指名委員決定までの日程とお願い

初秋の候、会員の皆様には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。また平素は、PTA活動にご理解ご協力いただき、誠に有難うございます。

さて、今年も次年度の役員候補者を選出する指名委員会立ち上げの時期となりました。つきましては、下記の要領および日程で進めてまいりたいと存じますので、ご協力の程宜しくお願い申し上げます。

なお、過去に指名委員・PTA運営委員を経験された方は選出対象外となります。但し自己申告の手続きが必要ですので、下記申告書に記入の上、期日までに必ず提出してください。提出忘れて委員に選出された方には、この範囲ではありませんので、くれぐれもお忘れないうようお願い申し上げます。(裏面のPTA規約第11条・第12条をご参照ください)

指名委員選出に向け、重ねて皆様のご協力宜しくお願い申し上げます。

- ・指名委員…次年度のPTA運営委員を選出、推薦する方
- ・PTA運営委員…役員(会長、副会長、書記、会計)及び委員会の長(各学年委員長、文化教養委員長、保健体育委員長、生活指導委員長、施設委員長、広報委員長)を経験された方

記

☞自己申告	配布： 9月30日(月)	締め切り： 10月 4日(金)
☞指名委員投票	配布： 10月15日(火)	締め切り： 10月18日(金)
☞投票用紙開票	10月18日(金)	
☞指名委員決定	10月28日(月)	PTA運営委員会にて正式決定
	※ 指名委員の方へは10月31日(木)に決定通知 のお手紙を、お子様を通じて配布する予定	
☞結果報告	11月 5日(火)全会員に配布予定	
☞第1回指名委員会	11月 8日(金) 午後7時～ 集いの木の部屋	

以上

き り と り

申告書

私は、平成__年度に豊中市立第一中学校の指名委員・PTA運営委員を務めましたことを申告致します。(どちらか○印をおねがいします。)

(年 組)

保護者名前 _____ (年 組)

(年 組)

※ 在学中のお子様の名前・学年・組をすべてご記入の上、担任の先生まで提出

PTA規約抜粋

第 11 条 各役員（五役・各委員長）の任期は4月1日から3月31日までの1年とする。役員は1回限りとし、以後は役員・指名委員ともに役を免除する。ただし1回に限り本人の了解のもと、再任または引きつづき他の役員になることができる。教員より選出された役員の任期はこの限りではない。

欠員を生じたときは第12条にならってこれを補充し、任期は前任者の残任期間とする。

第 12 条 役員を選出は次の方法によって行う。

1. 役員候補者を定めるため、毎年11月に指名委員会を設ける。
2. 指名委員を選出するため、会員は各学級より1名の指名委員候補者を選出する。（指名委員に選出された者は、原則として辞退できないこととする。）
3. 指名委員会は次の委員で構成する。
 - (イ) 選出された指名委員。
 - (ロ) 教職員中より2名。
 - (ハ) 運営委員中より1名。ただし、会長は指名委員になることができない。
 - (ニ) 指名委員は、過去1回すれば指名委員の役を免除する。
 - (ホ) 指名委員の任期は、次期指名委員が選出されるまでとする。
4. 指名委員会はそれぞれの役員につき、候補者1名以上を指名し、本人の同意を得て役員選出の7日前までに、候補者の氏名・住所・性別を、全会員に通知する。
5. 役員候補者の追加は、会員20名以上の推薦と本人の同意を得て選出当日の5日前までに文書をもって会長に申し出ることができる。
6. 役員は期末総会で承認する。
7. 役員候補者は以下のとおりとする。

次年度在学生の保護者（含む新入生保護者）。